

氷見市事業承継資金保証料補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市事業承継資金保証料補給金（以下「補給金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 継業 市内で事業を長年営み、後継者が不在であること等による事業の廃止を予定する者又は事業を廃止した者で、後継者が不在であることについて氷見商工会議所又は氷見市ビジネスサポートセンターの支援を受けている者から、市内に主たる事業所を有する個人事業主又は中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。）が、次のいずれかの方法により事業を承継することをいう。

ア 個人事業主から、別の個人事業主（継業に伴い開業する予定の個人を含む。以下同じ。）又は法人に対して、経営資源の全て又は主たる部分の譲渡あるいは贈与等により事業を承継する方法

イ 法人から、別の個人事業主又は法人に対して、経営資源の全て又は主たる部分の譲渡あるいは贈与等により事業を承継する方法

ウ 法人の代表者の退任に伴い、当該法人の役員又は従業員が代表に就任し、経営資源の全てを承継することにより事業を承継する方法

エ その他市長が適当と認める方法

(2) 経営資源 事業者の経営権（株式等）、人的・物的資産、知的資産など、個人事業主又は法人がその事業展開のために利用するものをいう。

(3) 主たる事業所の所在地 「法人税確定申告書別表第一」に記載された納税地、「所得税の青色申告決算書」又は「所得税の収支内訳書」に記載された事業所所在地をいう。

(4) 信用保証料率 富山県信用保証協会が別表1に定める保証制度の申込みを承諾し、信用保証料を算定するときに定めた信用保証料率をいう。

(5) 分割係数 富山県信用保証協会が別表 1 に定める保証制度の申込みを承諾し、信用保証料を算定するときに定めた分割係数をいう。

(補給金の交付)

第 3 条 市長は、本市の産業の振興と、市内の事業者が営んできた事業や魅力ある商品、サービス等の継続及び発展を図るため、継業に関する保証制度を活用して継業するものに対し、予算の範囲内において補給金を交付するものとする。

(交付を受けることができる者)

第 4 条 補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 継業に伴い、別表 1 に定める保証制度を利用して融資を受けた者であること。

(2) 市内に主たる事業所の所在地を有し、継業した事業を営む個人事業主又は中小企業者であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 個人事業主にあつては、市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。

イ 法人にあつては、市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

(4) 氷見市暴力団排除条例（平成 2 4 年氷見市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でない者又は同条第 2 号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。

(5) 市税を滞納していない者であること。

(補給金の額)

第 5 条 補給金の額は、融資を受ける際に富山県信用保証協会に支払った保証料に相当する額として、別表 2 の計算式により算出するものとし、270 千円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、融資額が 1,000 万円を超える時は 1,000 万円を、保証期間が 7 年を超えるときは 7 年を上限として補給金の額を算出する。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、氷見市事業承継資金保証料補給金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて、融資実行日から2月を経過する日までに市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書兼市税納付状況確認書(様式第2号)
- (2) 事業承継資金保証料補給金に係る事業計画実施支援確認書(様式第3号)
- (3) 信用保証書の写し

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは補給金の交付を決定するとともに額を確定し、申請者に通知するものとする。

(調査)

第8条 市長は、補給金に関し必要があると認めたときは、申請者に対し、関係帳簿等の提出を求めるものとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補給金の交付を受けたときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補給金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、補給金を受けた者が最終返済期日前に完済した場合又は保証条件の変更により富山県保証協会からの返戻保証料が生じたときは、補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

| 実施機関 | 保証制度の名称 |
|-----------|---------------|
| 富山県 | 創業・事業承継支援資金保証 |
| 富山県信用保証協会 | 創業関連保証 |
| | 事業承継特別保証 |
| | 特定経営承継関連保証 |
| | 特定経営承継準備関連保証 |
| | 経営承継関連保証 |
| | 経営承継準備関連保証 |
| | 経営承継借換関連保証 |

別表 2（第 5 条関係）

| 補給金の額の計算式 |
|--------------------------------------|
| 補給金の額＝融資額×融資に係る信用保証料率×保証期間×融資に係る分割係数 |